

青森県報

号外第五十二号

令和三年
六月一日
(火曜日)

目次

告 示

○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

告 示

青森県告示第三百九十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和三年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一、三七六・七五
岩木川下流	〃	四八七・二六
岩木川上流	〃	九五五・四一
平川	〃	五五三・一四

浅瀬石川	〃	四八七・一〇
今別川く蟹田川	〃	一、〇一二・一二
青森地区	〃	八二三・三三
下北東部	〃	一、〇九二・〇九
下北西部	〃	八七八・三一
上北地区	〃	一一六・七六
七戸川	〃	五七七・五四
奥入瀬川	〃	四三九・一五
馬淵川下流	〃	八三四・一四
新井田川	〃	一五五・七九
中村川く笹内川	土砂流出防備保安林	一五六・七六
岩木川下流	〃	二六九・三〇
岩木川上流	〃	一〇・七〇
平川	〃	四一・八六
浅瀬石川	〃	七七・八四
今別川く蟹田川	〃	一三・九一
青森地区	〃	一七四・四八

上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	五・四四	〇・三〇	〇・二〇	一六・〇〇	五・七八	一・六四	〇・八六	七六・〇九	八六・〇三	〇・六二	一〇一・一四	二四・三四	一四七・五四

三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鯨ヶ沢町	八戸市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃
四・三〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・八八	二・八四	三・七〇	一・六〇

三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃
八・六二	九・三二	三・七一	一・〇〇	三・二四	一・五二	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇五・九八	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四

南部地区	津軽地区
〃	保健保安林
九三・七五	一五九・一四

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円